

静岡市教育大綱の策定について（概要）

1 パブリックコメントの趣旨

義務教育の範囲に限らず、乳幼児期からの支援やリカレント教育の推進といった、「全世代」を対象にした人づくりの「総合的な施策の大綱」である「静岡市教育大綱」を策定していきます。

本市教育行政の方向性を定める「大綱」を策定するに当たり、市民の皆さんから広くご意見を募集します。

2 静岡市教育大綱策定の根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

「地方公共団体の長（市長）は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」とされています。

この「総合的な施策の大綱」が、今回の「静岡市教育大綱」に当たります。

3 静岡市教育大綱の位置づけ

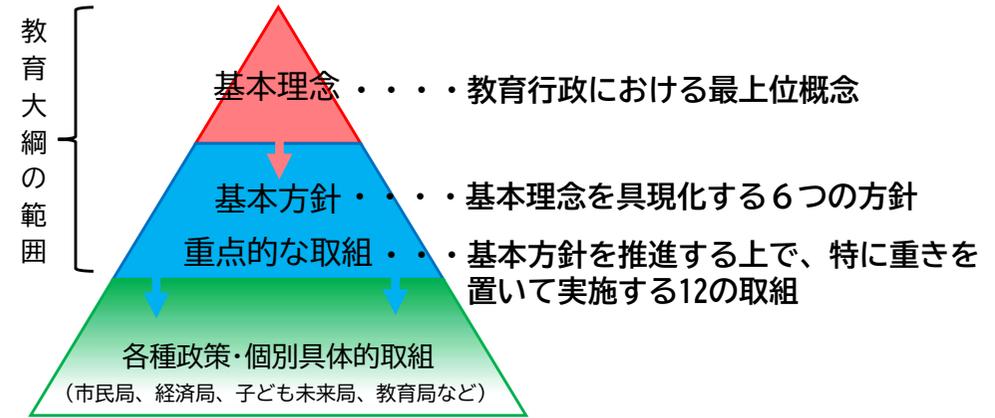
静岡市教育大綱を、本市の教育行政における基本的な方針に位置付け、そこに紐づく各種政策・個別具体的取組を推進します。



4 策定スケジュール（予定）

	R6	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
総合教育会議			★ (5/30)			★ (8/22)					
パブリックコメント				→ (6/26~7/29)		→ (結果の公表)					
庁内作業・予算へ反映		→ (策定作業)					★ 策定	→ (R7当初予算要求へ反映)			

5 静岡市教育大綱の構成（3層構造）



6 静岡市教育大綱の内容 ○基本方針（関係局）

○基本方針1

「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す」
(市民局・観光交流文化局・保健福祉長寿局・子ども未来局など)

○基本方針2

「子どもの豊かな心と健やかな体を育む」
(保健福祉長寿局、子ども未来局、教育局など)

○基本方針3

「確かな学力と幅広い知識の下、豊かな教養と人間性を高める」
(観光交流文化局、教育局など)

○基本方針4

「新たな時代で活躍する多様な才能・能力を伸ばす」
(環境局、経済局、教育局など)

○基本方針5

「生涯にわたって学び、成長する好循環を生み出す」
(市民局、経済局など)

○基本方針6

「教育・保育を支える人々が安心感や幸福感をもてる環境を整える」
(子ども未来局、教育局など)